『記』文体論―『本朝文粋』をめぐって

伊崎久美

熊本大学社会文化研究13 別刷 2015

熊本大学大学院社会文化科学研究科

『記』文体論―『本朝文粋』をめぐって

伊崎久美

はじめに

「記」の文学はその到達点である鴨長明「方丈記」に影響を与えている。

「記」の文学の源流は、『唐文粋』における八十七篇の作品群⁽¹、そして『白氏文集』巻二十六における白楽天の「江州司馬廳記」「草堂記」「許昌縣令新廳壁記」「養竹記」「記畫」「記異」「東林寺経藏西廊記」「冷泉亭記」等が知られている。

『本朝文粋』においては、「富士山記」「書斎記」「亭子院賜飲記」「池亭記」(兼明親王)、「池亭記」(慶滋保胤)の五篇の作品群がある。崇徳天皇の保延六年(1140)から少なくとも近衛天皇の天養年間(1144)に成立したと言われる『本朝続文粋』には、「比叡山不断経縁記」「園城寺龍花會縁記」「白山上人縁記」「宇治寶藏袈裟記」「納和歌集等於平等院経藏記」「暮年記」「狐媚記」がある。平安時代後期、長承から保延年間に成立したと言われる『朝野群載』には、『本朝文粋』及び『本朝続文粋』に一部重複するが、「勸学會之記」「詩境記」「對馬貢銀記」「遊女記」「傀儡子記」「筥崎宮記」「洛陽田楽記」が存在する。本論はこれら「記」の文学の流れにおいて、漢文体の特色である〈対句〉の分析を焦点にして、慶滋保胤の「池亭記」の対偶論を明らかにしながら、「記」の文体における〈構造〉と〈修辞〉を明らかにしていくものである。

「記」の文学における先行研究は、「方丈記」との比較研究において、金子彦二郎氏「方丈記と支那文学との関係一主として白楽天詩文との関係に就いて一」(2 に代表される。この中で金子氏は、白楽天「池上篇并序」と「池亭記」(兼明親王)、「池亭記」(慶滋保胤)との「題号・構想・記述形態・記載内容及び語句表現等に於ける類似性・共通性の比照研究」を行われている。また「池上篇并序」のみならず「草堂記」や他の草堂関係の詩文も有力な先蹤文学と指摘され、この金子氏の示唆が「池亭記」(慶滋保胤)が「方丈記」の先蹤文学であるとの説に現在も重大な根拠を与えている。

他方、「記」の文学をその文体的視点から、広く時系列的に論説されたのは大曾根章介氏である。 大曾根氏は、明の徐師曾が記した「文体明弁」における「記」の文体の位置を論じながら、「記の文 体は古文復興の運動と深い関係があるといえようか」と指摘されている⁽³。更に『唐文粋』八十七 篇の「記」の作品が、古跡・陸廟・府署・堂楼亭閣・浮図・讌会など十七項目に分類収録されている と言及されている。また、この流れとは別に、六朝志怪小説の流れを汲む伝記小説にも「記」のジャ ンルに含まれる道が開いたとも概説されている。

「記」の文学の系譜におけるその特質は、三つの流れがあると、大曾根氏は考察されている ⁽⁴。

一つ目は「記」の初期のもので、史部に属するものである。上記の作品群からすれば、「富士山記」 がこれに当たる。この流れを汲み「史部」の雑伝に属するものが「狐媚記」であるという。二つ目は、 華美な装飾を排した綿密な観察と平明な描写を記録する「記」である。上記作品からすれば、「亭子院賜飲記」「納和歌集等於平等院経藏記」「暮年記」「詩境記」がこれに当たる。最後に、自己の意思を明確に打ち出した完成度の高い「記」の作品がある。菅原道真の「書斎記」、兼明親王の「池亭記」、保胤の「池亭記」がこれに当たるが、大曾根氏も金子氏の説を受けて、二篇の「池亭記」は何れも白楽天の「池上篇并序」や「草堂記」を模したもので、記述の順序や形態など類似していると言われている。

このように「記」の文学の三つの特質が考察されているが、『本朝続文粋』における「比叡山不断 。 経縁記」「園城寺龍花會縁記」「白山上人縁記」の考察はまだ存在しない。これらの作品は「縁起」と 深い関係があると考えられるが、その文体を漢文体の四六騈儷文に負っている以上、「記」の文学の 文体論において、その特徴と位置を考察していくべきであると考える。

本論は「記」の文学において、まず『本朝文粋』の文体を分析するものである。

『本朝文粋』には、以下のようなスタイルの文体がある (5)。

賦・雑詩・韶・勅書・勅答・位記・勅符・官符・意見封事・対冊・論奏・表・奏状・書状・書 序・詩序・和歌序・詞・行・文・讃・論・銘・記・伝・牒・祝文・起請文・奉行文・禁制文・ 怠状・落書・祭文・呪願文・表白文・発願文・知識文・廻文・願文・諷誦文

これらの文体を通じて使用されている修辞は、〈対句〉である。

代表的な平安時代の対句論は、空海の『文鏡秘府論』、その抄出である『文筆眼心抄』、人口に膾炙した実際的な詩文作成書である『作文大体』などがある。鎌倉時代には、『文鏡秘府論』の影響下に作成されたと言われる『王沢不渇鈔』も編まれ、平安・鎌倉期にかけて文章技術に〈対句〉が重要視されていたことがわかる。

この文体分析にあたり、その分析点である〈対句〉の定義を明確にする。

修辞法の一つ。意義・音調・語格等において、相対応する二句以上の句を並べて、その対照・均整によって、表現効果をあげる手法。対句法。対偶法。パラレル。(parallels)。漢詩文なかんずく四六駢儷体等に特徴的にみられる手法であるが、わが国でも古代の祝詞・宣命にすでにみられ、さらに『和漢朗詠集』によって代表される平安時代の漢詩文では、都良香が「気霽風梳新柳髪」の句を得たが対句を得ず、ようやく羅生門の下で鬼から「氷消波洗旧苔鬚」を授かったという伝説が生ずるほど、絶対のものとされ、さらに、いわゆる和漢混淆文では、ほとんど常套の手法となった。(中略) もっぱら語調に重点をおいた修辞法であって、文法上は必ずしも正確な対応を示すものではないが、伝統的な修辞法として留意すべきものである (6)。

対句は「相対する句の字数が同じである上に、句を構成する各語が同一品詞によって構成されるのが原則である」⁽⁷ が、しかし実際的な対句の文法構成を見てみると、相対する句の字数は変体漢文の要素がない限り、または特殊な修辞法が使われていない限りにおいては同じであるが、句を構成する各語は同一品詞でないことも多い。用言や体言を主要に対語を作り、助辞は無視されている場合もある。これは、訓読文からの理由であると考えられるが、音声を伴わない対句を形成する場合、対語における品詞の比重が、それぞれに独立した意味をもっている自立語の体言や用言に傾いていくのは当然とも言える。

また、対句を完璧に仕上げるという態度は、作者が個々の文に対してどのような文章を目指しているのかにも大いに左右されよう。個々の作者の思考の緻密さと嗜好によるものにも関係すると考えら

れる。

対句には、意味内容に基づく対句と形式的な表現に基づく対句との二つに大別することができる。 大曾根氏の論文により、対句の種類をまとめてみると、意味内容に基づく対句表現とは、①的名対 (色対・方対・数対含む)、②同対、③合掌対、④隣近対、⑤義対、⑥異類対、⑦意対、⑧傍対、⑨奇 対である。

形式的表現に基づく対句とは、字形、字音、連字、語位などで分類することのできる対句をいう。 それは①字対、②側対、③重字対、④双声対、⑤畳韻対、⑥声対、⑦聯綿対、⑧双擬対、⑨双対、⑩ 互成対、⑪交絡対、⑫廻文対、⑬当句対である。また古田敬一氏が詳細に解説されているものに⑭流 水対がある。

さらに、意味的分類や形式的分類のどちらにも入らない虚実対がある。

形式的な表現は、誰が見ても字形、字音、連字、語位などで客観的に対句と認識されるわけで、そこには恣意的な主観が入り込む余地はない。技術による習得という面が強いので、意味内容に基づく対句よりも種類が多いのは当然と言える。逆に、意味内容の対句の場合、平仄という音声が脱落しているわけであるから、同音や対立音で多様な意味を誘い、対語を形成していく大陸の詩文と違って、用言や体言にもともとあった日本語の音韻体系によるいいかえ・くりかえしの〈原初的対句〉(8の概念構造の上に対句を形成することとなる。

相対する句を意味内容に基づく対句でのみしか分析できない場合、その句における、第何言目かの一つの言を取り上げることで、読み手により多様な対句の認定基準が表れ出てしまう。これは、相対する一句の中に何種類もの対句法が使われていることに由来する。特に四六駢儷文の場合、達意を目的とする古文よりも、対句の巧みさに伴う韻律の心地よさが基準となる。従って、駢儷文の対句の形成には、達意よりも一句のなかにどれだけ多様な対句法が使われているかが主眼となるので、その句においてキーワードとなる主要な対句は存在せず、その対句自体が曖昧さを持つことになり、表現意図としては、その一句が持つ全体的な概念運動の深化を伴った方向性が表現内容となる。

古文の場合、一つのある対句の前後に存在する文は対句でないことも多く、結果的に散文に埋もれた一つの対句が際立つことになり、その対句文が何を言いたいか駢儷文より容易に把握することが可能となる。加えてその一つ句の中に使われている対句技法も若干の対句技法なので、その句における主となる対句技法が判定しやすい。また、故人を弔う追悼会で述べられる追善願文のように、文章構成上一番から十番まで段落ごとに述べる内容が決定している場合でも、どのような対句技法を基準にして作られたか判定しやすいと思われる⁽⁹⁾。

以上、対句の認定基準について考察を進めたが、次のことを基準に対句を分析した。

- ①形式的分類と意味的分類が重なった場合、形式的分類の対句概念が客観的であるので形式的分類に 従った。
- ②中間概念と反対概念が重なった場合、反対概念が対句の原則なので反対概念に従った。これは類似概念も同じである。
- ③文の前後に対句がある場合、対句を整理してはみ出た場合、発句、送句、傍字のいずれかに処理した。
- ④漫句の中には発句、送句、傍字は、別立てとせず入れ込んだ。
- ⑤上記の対句で、あまり例をみない対句と言われているものはなるべく含めないように、明確にわか

る対句を採録するようにした。

第一章 「池亭記」の文体分析

一節 本文の文体分析

まず慶滋保胤の「池亭記」の文体分析を試みる。対偶表現の基準に関しては、

- (一) 大曾根章介「平安時代における対偶表現―『本朝文粋』を中心にして―」⁽¹⁰
- (二) 大曾根章介「平安時代における四六駢儷文―本朝文粋を中心にして」(11
- (三) 大曾根章介「漢文の修辞―対句について―」(12
- (四) 小沢正夫「作文大体の基礎的研究」(13
- (五) 小沢正夫「作文大体注解」(14

を主に参考にし、特に対偶表現以外で留意すべき修辞法は、

(六) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」(15)

を基準とした。従って、句型や対句を改めて本論で概説することはしなかった。猶、「池亭記」のテキストは、大曾根章介校注新日本古典文学大系『本朝文粋』所収「池亭記」を使用した (16)。認定基準は、傍線で示した。本文の句読点は、対句形成の基準を念頭に置き、適宜に行った。

〈前半部〉

第一段

〈漫句〉

1 予二十余年以来、歴見東西二京、西京人家漸稀、殆幾幽墟矣。 〈長句〉当句対

2 人者有去無来、屋者有壊無造。(上平咍-上声晧)

| \bigcirc | |
|------------|--|
| | |

〈三句対〉当句対·漸層法

3 其無処移徙無憚賤貧者、 是居。(上平之一上声語一上平之)



或楽幽隠亡命当入山帰田者、不去。

若自蓄財貨有心奔営者、雖一日不得住之。

••••••

〈漫句〉

4 往年有一東閣。

〈緊句〉当句対

5 華堂朱戸、竹樹泉石、(上声姥-入声昔)



〈漫句〉

6 誠是象外之勝地也。

〈長句〉異類対

| 〈傻句/ |
|---|
| 8 其門客之居近地者数十家、相率而去。 |
| 〈傍字〉 |
| 9 其後 |
| 〈長句〉異類対 |
| 10 主人雖帰而不重修、子孫雖多而不永住。(下平尤-去声遇) |
| <u> </u> |
| 〈緊句〉意対 |
| 11 荊棘鎖門、狐狸安穴。(上平魂-入声屑) |
| 000000 |
| 〈発句〉 |
| 12 夫 |
| 〈傍字〉 |
| 13 如此者、 |
| 〈長句〉交絡対 |
| 14 天之亡西京、非人之罪明(下平庚-下平庚) |
| 00000 00000 |
| 〈送句〉 |
| 15 也。 |
| |
| 第二段 |
| 〈漫句〉 |
| 16 東京四条以北、乾艮二方、人人無貴賤、多所群聚也。 |
| 〈長句〉(的名対) |
| 17 高家比門連堂、小屋隔壁接簷。(下平唐一下平鹽) |
| |
| 《密隔句》的名对。方之類 |
| 18 東隣有火災、西隣不免余炎。(上平咍-下平鹽-入声徳-上声旨) |
| |
| 南宅有盜賊、北宅難避流矢。 |
| |
| 〈壮句〉的名対 |
| 19 南阮 <u>貧</u> 、北阮 <u>富</u> 。(上平眞-去声宥) |
| |
| 《長句》的名対 |
| 20 <u>富者</u> 未必有徳、 <u>貧者</u> 亦猶有恥。(入声徳一上声止) |
| |

7 <u>主人</u>有事左転、<u>屋舎</u>有火自焼。(上声獮-下平宵)

•••••

〈傍字〉 21 又

〈傍字〉

〈壮句〉異類対

●●○ ○○○

22 近勢家、容微身(下平麻-上平眞)

| 23 者、 |
|---|
| 〈長句〉同対 |
| 24 屋雖破不得葺、垣雖壞不得築。(入声緝一入声屋) |
| |
| 〈長句〉的名対 |
| 25 有楽不能大開口而咲、有哀不能高揚声而哭。(去声笑-入声屋) |
| ●●●●●●●●●●●●●●●●●● |
| 〈緊句〉的名対 |
| 26 進退有懼、心神不安。(去声遇-上平寒) |
| |
| 〈漫句〉 |
| 27 譬猶鳥雀之近鷹鸇矣。 |
| 〈発句〉 |
| 28 何況 |
| 〈緊句〉同対 |
| 29 転広門戸、初置第宅。(上声姥-入声陌) |
| |
| 〈緊句〉双対 |
| 30 小屋相幷、小人相訴(去声勁-去声暮) |
| ●●○● ●○○● |
| 〈送句〉 |
| 31 者多矣。 |
| 〈傍字〉 |
| 32 宛如 |
| 〈長句〉典故対 |
| 33 子孫去父母之国、仙官謫人世之塵。(入声徳-上平眞) |
| |
| 〈漫句〉 |
| 34 其尤甚者、或至以狭土滅一家愚民。(上平眞) |
| |
| 〈密隔句〉的名対・方之類 |
| 35 或卜 <u>東河</u> 之畔、若遇大 <u>水</u> 与魚鼈為伍。(去声換-上声姥-上平東-上声旨) |

••••••••

| 〈長句〉双声対 |
|---|
| 36 彼 <u>両京之中</u> 、無空閑之地 (上平東-去声至) |
| ●●○○○ ○○○○● |
| 〈送句〉 |
| 37 歟。 |
| 〈漫句〉 |
| 38 何其人心之強甚乎。 |
| (4) da |
| (第三段) |
| 〈発句〉 39 且夫 |
| 〈漫句〉 |
| 40 河辺野外、 |
| 〈長句〉双擬対 |
| 41 非啻比屋比戸、兼復為田為畠。(上声姥-下平先 (17) |
| 00000 00000 |
| 〈長句〉同対 |
| 42 老圃永得地以開畝、老農便堰河以漑田。(上声厚-下平先) |
| |
| 〈漫句〉 |
| 43 比年有水、流溢隄絶。 |
| 〈漫句〉 |
| 44 防河之官、 |
| 〈長句〉的名対 |
| 45 昨日称其功、今日任其破。(上平東-去声箇) |
| |
| 〈漫句〉 |
| 46 洛陽城人、殆可為魚歟。 |
| 〈漫句〉 |
| 47 竊見格文、 |
| 《長句》流水対 |
| 48 鴨河西唯 <u>免耕崇親院田</u> 、自余皆悉 <u>禁断以有水害</u> (下平先-去声泰) |
| ●○○○●○○●○ ●○○●○●●●● |
| VV EI/ |

49 也。

或住<u>北野</u>之中、若有苦<u>早</u>雖渴乏無水。

| 00 | |
|-----|---|
| / 팀 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | |
| 50 | 加以東河北野四郊之二也。天子迎時之場遊幸之地也。(上声馬-上声馬) |
| | 000000000000000000000000000000000000000 |
| 〈長 | · 句〉双擬対 |
| 51 | 有人縦弦居盆耕、有司何丕禁丕制(下平耕一去声祭) |
| | |
| 〈送 | (4句) |
| 52 | 乎。 |
| 〈漫 | 分別の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の |
| 53 | 若謂庶人之遊戯者、 |
| 〈密 | [隔句] 的名対 |
| 54 | 夏天納涼之客、已無漁小鮎之涯。(入声陌-上平支-上声止-上声語) |
| | ●○●○○● ●○○●○○○ |
| | <u>秋</u> 風遊猟之士、又無臂小鷹之野。 |
| | 000000 0000000 |
| 〈発 | (4句) |
| 55 | 夫 |
| 〈長 | ·句〉的名対 |
| 56 | 京外時争住、京内日陵遅。(去声遇-上平脂) |

57 彼坊城南面、

〈緊句〉重字対

58 荒蕪眇と、秀麦離と。(上声小-上平支)

0000 0000

 \bigcirc

〈壮句〉的名対

59 去膏腴、就墝埆。(上平虞-入声覚)

 \bullet 00 \bullet 0 \bullet

〈長句〉異類対

60 是天之令然歟、将人之自狂歟。(上平魚-上平魚)

 \bullet 00 \bullet 00 000 \bullet 00

〈後半部〉

第一段

〈漫句〉

61 予本無居処、寄居上東門之人家。

〈漫句〉

62 常思損益、不要永住。

63 縦求不可得之。

〈漫句〉

64 其価値二三畝千万銭乎。

〈漫句〉

65 予六条以北、初卜荒地、

〈壮句〉数対

66 築四垣、開一門。(上平元-上平魂)

〈長句〉人名対

67 上択蕭相国窮僻之地、下慕仲長統清曠之居。(去声至-上平之)

●●○○●○●○●○●○●○

〈漫句〉

68 地方都廬十有余畝。

〈長句〉的名対

69 就隆為小山、遇窪穿小池。(上平山-上平支)

●○○●○ ●○○●○

〈三句対〉方対

70 池西置小堂安弥陀。(下平歌-入声昔-上声止)

00000000

池東開小閣納書籍。

0000000

池北起低屋着妻子。

0000000

〈傍字〉

71 凡

〈平隔句〉数対

72 屋舎十之四、池水九之三。(去声至一下平談-去声至-入声質)

●●●● ○●●○○

菜園八之二、芹田七之一。

 $\bullet \circ \bullet \circ \bullet \circ \circ \bullet \circ \bullet$

〈傍字〉

73 其外

〈壮句〉色対

74 緑松島、白沙汀。(上声晧-下平青)

●○● ●○○

〈緊句〉当句対

75 紅鯉白鷺、小橋小船。(去声暮-下平仙)

0000 0000

| 76 平生所好、尽在於中。 |
|-----------------------------------|
| 〈発句〉 |
| 77 况乎 |
| 〈重隔句〉方対 |
| 78 春有東岸之柳、細煙嫋娜。(上声有一上声哿一入声屋一下平仙) |
| |
| 夏有北戸之竹、清風颯然。 |
| ●●●●● ○○●○ |
| 〈重隔句〉方対 |
| 79 秋有西窓之月、可以披書。(入声月-上平魚-入声質-去声隊) |
| ○●○○○● ●●○○ |
| 冬有南簷之日、可以炙背。 |
| ○●○○○● ●●●● |
| |
| 第二段 |
| 〈漫句〉 |
| 80 予行年漸垂五旬、適有小宅。 |
| 《緊句》同対 |
| 81 蝸安其舎、虱楽其縫。(上声馬-上平鐘) |
| |
| 《軽隔句》同対 |
| 82 鷃住小枝、不望鄧林之大。(上平支-去声泰-上声静-上平桓) |
| |
| <u>蛙</u> 在曲井、不知滄海之 <u>寬。</u> |
| |
| 〈傍字〉 |
| 83 家主、 |
| 《長句》異類対 |
| 84 職雖在柱下、心如住山中。(上声馬一上平東) |
| |
| (密隔句) 異類対 |
| 85 官爵者任運命、天之工均矣。(去声映一上声止一上平魂一上平元) |
| ○●●●●● ○○○○● |

〈長句〉奇対

86 不楽人之為風鵬、不楽人之為霧豹。(下平登-去声效)

●●○○○○ ●●○○○●●

<u>寿夭</u>者付乾坤、<u>丘</u>之禱久焉。 ●○●●○○ ○○●●○

〈密隔句〉当句対 87 不要屈膝折腰、而求媚於王侯将相。(下平宵-下平陽-入声職-入声屋) ••••• 00•0000 〈傍字〉 88 又 不要避言避色、而刑蹤於深山幽谷。 ●●●●● ○○○○○● 〈長句〉的名対 89 在朝身暫随王事、在家心永帰仏那。(去声志-去声箇) $\bullet \circ \circ \bullet \circ \circ \bullet \bullet \circ \bullet \circ \bullet \bullet$ 〈傍字〉 90 子 〈密隔句〉的名対 91 出有青草之袍、位雖卑職尚貴。(下平豪-去声未-上声紙-入声薛) •••••• 入有白紵之被、喧於春潔於雪。 ••••• 000•0 〈雑隔句〉的名対 92 盥漱之初、参西堂念弥陀読法華。(上平魚-下平麻-上声厚-下平先) 飯飡之後、入東閣開書巻逢古賢。 ●○○● ●○●○○●○ 〈発句〉 93 夫 〈三句対〉人名対 94 漢文皇帝為異代之主、以好倹約安人民也。(上声麌-上声馬-上平脂-上声馬-上声有-上声馬) •00•0•0• ••••000 唐白楽天為異代之師、以長詩句帰仏法也。 晋朝七賢為異代之友、以身在朝志在隠也。 ••••••• 〈傍字〉 95 予 〈三句対〉双対 96 遇賢主、遇賢師、遇賢友。(上声麌-上平脂-上声有) **•**0• **•**00 **•**0•

〈長句〉双対

97 一日有三遇、一生為三楽。(去声遇-去声效)

●●●●● ●○○●

98 近代人世之事、無一可恋。

〈雑隔句〉同対

99 人之為師者先貴先富不以文次、不如無師。(去声至-上平脂-下平肴-上声有)

人之為友者以勢以利不以淡交、不如無友。

〈傍字〉

100 予

〈緊句〉当句対

101 杜門閉戸、独吟独詠。(上声姥-去声映)

•0•• •0••

〈密隔句〉同対

102 若有余興者、与児童乗小船叩舷鼓棹。(上声馬-去声效-上声馬-去声換)

若有余假者、呼僮僕入後園以糞以灌。

••••• •••••

〈漫句〉

103 我愛吾宅、不知其他。

第三段

〈漫句〉

104 応和以来、

〈傍字〉

105世人

〈長句〉当句対

106 好起豊屋峻宇、殆至山節藻梲。(上声麌-入声薛)

••••••

〈長句〉数対

107 其費且巨千万、其住纔二三年。(去声願-下平先)

〈漫句〉

108 古人云、造者不居。

〈漫句〉

109 誠哉斯言。

〈漫句〉

110 予及暮歯、開起小宅。

〈壮句〉同対

| 111 取諸 <u>身</u> 、量于 <u>分</u> 、(上平眞-上平文) |
|--|
| ●00 000 |
| 〈漫句〉 |
| 112 誠奢盛也。 |
| 〈緊句〉的名対 |
| 113 上畏于天、下愧于人。(下平先-上平眞) |
| ●●○○ ●●○○ |
| 〈傍字〉 |
| 114 亦猶 |
| 〈長句〉意対 |
| 115 <u>行人</u> 之造旅宿、 <u>老蚕</u> 之成独繭。(去声宥-上声銑) |
| 000000 000000 |
| 〈送句〉 |
| 116 矣。 |
| 〈漫句〉 |
| 117 其住幾時乎。 |
| 〈発句〉 |
| 118 嗟呼、 |
| 〈漫句〉 |
| 119 聖賢之造家也、 |
| 〈壮句〉同対 |
| 120 不費民、不労鬼。(上平眞-上声尾) |
| |
| 〈三句対〉同対 |
| 121 以仁義為棟梁、以 <u>礼法</u> 為柱礎。(上声語-下平陽-上平脂) |
| |
| 以 <u>道徳</u> 為門戸、以 <u>慈愛</u> 為垣墻。 |
| |
| 以好倹為家事、以積善為家資。 |
| |
| 〈漫句〉 |
| 122 居其中者、 |
| 〈平隔句〉異類対 |
| 123 火不能焼、風不能倒。(下平宵-上声皓-下平清-上平咍) |
| |
| <u>妖</u> 不得呈、 <u>災</u> 不得来。 |
| |
| 〈長句〉異類対 |

| 124 | 鬼神不可窺、 | <u>盗賊</u> 不可犯。 | (上半支-上声范) |
|-----|-----------|----------------|-----------|
| | \bullet | ••••• | |

〈緊句〉異類対

125 其家自富、其主是寿。(去声宥-上声有)

〈緊句〉異類対

126 官位永保、子孫相承。(上声晧-下平蒸)

0000 0000

〈漫句〉

127 可不慎乎。

〈漫句〉

128 天元五載孟冬十月、家主保胤、自作自書。

これらの句型と対句の内訳を表示すると次のようになる。

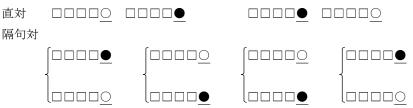
| 〈句型〉 | | 全 百二 | 二十八 | 〈対句〉 全 プ | 七十六 |
|------|------------|--------|-----------|-----------|-------------|
| | (-) | 漫句 | 三十五 | 形式的分類 | |
| | () | 直対 | 五十二 | (一) 当句対 | 七 |
| | | (1)壮句 | 七 | (二) 双擬対 | = |
| | | (2)緊句 | += | (三) 重字対 | |
| | | (3)長句 | 二十八 | (四) 双声対 | |
| | | (4)三句対 | 五. | (五) 双対 | 三 |
| | | | | 意味的分類 | |
| | | | | (一) 的名対 | 十四 |
| | (\equiv) | 隔句対 | 十四 | (1)的名対方之類 | 五. |
| | | (1)軽隔句 | _ | (2)的名对色之類 | |
| | | (2)密隔句 | 七 | (3)的名対数之類 | 三 |
| | | (3)雑隔句 | $\vec{-}$ | (二) 同対 | + |
| | | (4)平隔句 | $\vec{=}$ | (三) 異類対 | 十 |
| | | (5)重隔句 | $\vec{-}$ | (四)人名対 | $\vec{-}$ |
| | (四) | 傍字 | 十四 | (五) 流水対 | _ |
| | (五) | 送句 | 六 | (六) 意対 | |
| | (六) | 発句 | 七 | (七) 典故対 | $\vec{-}$ |
| | | | | (八) 奇対 | _ |
| | | | | (九) 交絡対 | _ |

この分析の結果、「池亭記」の文体に関して凡そ言及できることは、文章全体を通じて、〈対句文〉から成立しているということである。全体における対句文の比率は約51.6%であり、半分以上は対句文で成り立ち、その句型は多種多様であるが、文体は所謂、四六駢儷体を使用したものであると言うことができよう。

二節 平仄について

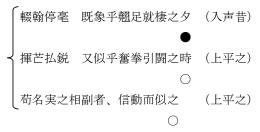
「池亭記」の平仄に関しては、下記のようになった。

| | | | 直 | 対 | | | | 隔句対 | | | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|----|--|--|
| 壮句 | | 緊句 | | 長句 | | 三句対 | | 軽隔句 | | 密隔句 | | 雑隔句 | | 平隔句 | | 重阳 | 幕句 | | |
| 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | | |
| 4 | 3 | 6 | 6 | 16 | 12 | 1 | 4 | 1 | | | 7 | 1 | 1 | | 2 | | 2 | | |



直対で平仄に合致するものは、二十七例で、平仄に合致しないものは、二十五例。隔句対で平仄に合致するものは二例、合致しないものは十二例となった。直対の場合は原則的に定則に合致するが、隔句対を含めて見た場合、平仄に合致しないのが上回る。このことは、直対の朗詠の場合、元の漢字音を思い浮かべながら作詩した可能性が考えられるが、隔句対の場合、一句一句を訓読における意味的な対句の概念起こしから、または技術的な対句技法からの作詩を行っていたということである。

作句において長句が他の対句を上回っているのは一目瞭然だが、それぞれの句の平仄の適合率を改めて百分率に直すと、長句は57.1%、壮句も同じく57.1%、緊句が丁度50%となっている。また、三句対においては、五例の対句があるが、「作文大体」等にその平仄の例をみない為、白楽天の三句対よりその基準を定めた。以下、例文を挙げた⁽¹⁹⁾。



これは、雑隔句に漫句が付いた形であるが、三句対であるともとって良い。「夕」は入声第二十二「昔」韻、「時」は上平第七「之」韻である。「夕」と「時」の平仄を違わせ、なおかつ「時」と漫句の末尾「之」が押韻しているので、このような何らかの平仄と押韻の法則があったものとした。

これらを用いて「池亭記」を分析すると、句番号の3番は、「居」と三句目末尾の「之」が上平之韻で押韻し、「去」が上声語韻で平仄を替えている為、定則に合致するとした。70番の三句対は、「陀」が下平歌韻、「籍」が入声昔韻、「子」が上声止韻で合致していない。

94番は「也」が上声馬韻の繰り返しである。またこの句は十七言のうち、「為」「異代之」「以」の五言を繰り返している。96番は「主」が上声麌韻、「師」が上平脂韻、「友」が上声有韻で、平仄は定則に合致していないが、「遇賢」を三回繰り返している。121番も「礎」が上声語韻、「墻」が下平陽韻、「資」が上平脂韻で合致していないが、十二言のうち「以」「為」の四言を繰り返す同字反復の叙述法である⁽²⁰⁾。

また文章における詩病に八病があり、沈約の八病(平頭、上尾、蜂腰、鶴膝、大韻、小韻、傍紐、正紐)のうち『作文大体』が重要視しているものは、前の四つ、平頭、上尾、蜂峰、鶴膝であり、さらにその中で、文章に適用されるものは、「上尾」と「鶴膝」であるという ⁽²¹。「上尾」は、第五言と第十言が同声の病、「鶴膝」は第五言と第十五言が同声の病をいう。「文筆眼心抄」から例句を一部採録すると下記のようになる ⁽²²。

西北有高樓 上與浮雲齊

 $0 \bullet \bullet 00 \bullet \bullet 000$

「樓」は下平侯韻、「齊」は上平齋韻で同じ平声である。

陟野看陽春 登樓望初節 緑池始沾裳 弱蘭未央結

●●●○○ ○○○○● ●○●○○ ●○●○●

「春」は上平諄韻、「裳」は下平陽韻である。五言詩における「上尾」と「鶴膝」の病が、文章に適用されるとは、五言の長句や平隔句における上下五言の第一句目と第三句目が当てはまるものと考えられる。

この「池亭記」の中では、長句69番の句末「山」と「池」はそれぞれ、上平山韻、上平支韻で平声の病、97番の「遇」が去声遇韻、「楽」が去声效韻で、同じ去声の病となる。平隔句においては、72番の第一句目と第三句目「四」と「二」が去声至韻で病となる。123番の平隔句は、四言なのでこの「鶴膝」の病は当たらない。

以上、一部に三句対の五例のうち三例の同字反復の用いた叙述法が認められ、全体的な平仄においては、長句に原則が認められながらも、隔句対においてはそれが認められないということが分析された。

三節 対句の認定について

対句表現は、内容的分類と形式的分類に分かれる。形式的分類の認定は表記や対句技術にかかわるので容易であるが、語彙の意味範疇による概念認定は甚だ困難である。なぜならば、ある一つの句の中には多くの対句表現が関わっているので、句全体の意味方向は一定方向を向いてはいても、認定作業の際、部分的にある一定の対句表現を採り、他の対句概念を捨てなければならないからである。具体的に言うならば、一言目と二言目で類義概念を示して、三言目と四言目で対義概念を表現していれば、内容的な対偶認定の方法が、どちらを取るかで関わってくるからである。従って、前述したように、より客観的な基準を目指すために、意味的概念よりも形式的概念、又は技術的対句を重視し採録するようにした。

以下、対偶表現の中でも説明を要するものについて述べる。

11番は、「荊棘」と「狐狸」は必ずしも対偶語ではないが、ともに源高明の西宮の邸宅が荒れ果て

て小動物が棲むようになった屋敷の様子を表しているので意対とした。115番の「行人」とは旅人の意で「旅宿」に関連する。「老蚕」は年を取って今にも亡くなりそうな蚕のことである。これも「繭」という蚕の棲家に関連する言葉である。この二つの言葉の意味は、ともに必要のない棲家を今にも消えそうなはかない命が作ったということで共通しているので、意対とした。

14番は、上下二句の対句の配列順序が逆になっているものを交絡対とするが、「天」と「人」、「亡」と「罪」は、等置ではないが対概念になっているものとして、交絡対の変型としてみなした。

30番と97番は、双対に分類した。句の構成では、「小」(私兆切)と「相」(息良切)と双声が韻を踏んでおり、この二つの音がそれぞれ「屋」と「人」、「幷」「訴」を挟んでいる形となっている。韻を踏む二字が中間の字を挟む形は、厳密には「小」と「相」の音声を意識した繰り返し的表現であって双対にはならないかもしれない。双対とは微妙に相違するかもしれないが、強いて対句の認定を行えば、双対の特殊な形となろう。

97番も「一」「三」が、「日有」「生為」と「遇」「楽」を挟む形になっている。双擬対の場合、同字一字が他の語句を挟む形となるので、二字が他の語句を挟む形は双対と考えられる。51番は「有人」「欲居」「欲耕」と「有司」「不禁」「不制」の二字熟語に分割でき、尚且つ一句の中で二字熟語が対概念を示すので当句対的ではあるが、「有」は二回、「欲」「不」を重ねる、同句の中に同字を用いる双擬対とした。当句対と双擬対が錯綜しているのは、75番と101番である。75番は「紅鯉」と「白鷺」が一句のなかで対語になっているが、二句目の「小橋」と「小船」は「橋」と「船」は対語であるが、「小」は同句の中に同字を用いているので、二句目は厳密には双擬対である。しかし一句目が当句対で二句目が双擬対という分類はないので、当句対の分類に置いた。101番は、一句目が「杜門」と「閉戸」が同概念の対語、二句目も「吟」と「詠」も同概念の対語だが、「独」を重ねて使用しているので、二句目は双擬対である。しかしそれぞれ二字熟語で意味的に切れるので当句対に分類した。

69番も「小山」「小池」と「小」を使っており双擬対風でもあるが、「もりあがる」意の「隆」とくぼむ意の「窪」が反対概念を示しているので、これは的名対とした。36番の「両京之中」と「空間之地」は、それぞれ「両京」が「中」、「空間」が「地」を修飾し、文法的に等置であるので対句とした。次の38番は、漫句だが「人心之強」とあり、前の対句を受けて表現上対句形成に参加している。このように漫句も文体の一部として対句表現に参加しているのは、62番と103番である。62番の「常思損益 不要永住」と103番の「我愛吾宅 不知其他」は文法的に等格である。位置は離れていても、言の数と文法的に同じであれば対句と錯覚させる働きを担う。このように漢文には、対句を形成しようとする運動が内部に潜在している。漫句が距離を保ちながら対句を形成しようとする運動もあれば、漫句の一句のみで対語を形成しようとする働きもある。27番の「鳥雀」と「鷹鸇」は、「鳥雀」が小鳥や雀、つまり取るに足りない小人を表わし、「鷹鸇」が鷹やはやぶさ、つまり身分の高い豪奢な者という、対句をなさない句の語彙のレベルで対概念となっている。61番と80番は、「本無居処」と「適有小宅」と四言上下句が入れ替わっている距離を持つ漫句だが、「無」と「有」で反対概念を表わしている。

50番長句の一句目は、「東河」と「北野」で当句対的、一句目の後半部「四郊之二」は数対的である。二句目の「迎時之場」と「遊幸之地」とが対句になっている。これは形式的分類よりも、『礼記』月令による天子の儀式に関する故事とその実践に関わるとして典故対とした。59番の「膏腴」と「墝埆」は、「膏」「腴」も「肥えている」ことを表わし、「墝」も「埆」も「土地が堅く瘠せている」こ

とを表す対概念なので的名対とした。87番の密隔句、88番の傍字においては、「又」の傍字が対句の中に入り込んでいる形ではあるが、文法上品詞が同じ配置であることと、意味的に対句になっているので、隔句対と判断した。

67番と94番の人名対については、「作文大体」に「人ノ名ヲ対スル事」「人ノ名ヲ与何公対事」と 二例あるので重要なものと判断し補足した。特に94番は完全な人名対ではない。「作文大体」に「対 人名之時強不求対也」とあり、すなわち「人名を対句とする時に、むりに完全な対句としなくてもい い」⁽²³とある。流水対については、古田敬一氏の論文より参考にした⁽²⁴。

第二章 慶滋保胤「池亭記」とその他の「記」における比較分析

一節 「記」における分類

『本朝文粋』⁽²⁵や『本朝続文粋』⁽²⁶、『朝野群載』⁽²⁷に収載される〈記〉作品は、次の通りである。

〈本朝文粋〉

- (1) 富士山記
- (2) 書齋記
- (3) 帝子院賜飲記
- (4) 池亭記(前中書王)
- (5) 池亭記(慶滋保胤)

〈本朝続文粋〉

- (6) 比叡山不断経縁記
- (7) 園城寺龍花會縁記
- (8) 白山上人縁記
- (9) 宇治寶藏袈裟記
- (10) 納和歌集等於平等院経蔵記
- (11) 暮年記
- (12) 狐媚記

〈朝野群載〉

- (13) 帝子院賜酒記
- (14) 納和哥集於平等院経藏記
- (15) 勸学會之記
- (16) 江納言暮年詩記
- (17) 詩境記
- (18) 對馬貢銀記
- (19) 遊女記
- (20) 傀儡子記
- (21) 筥崎宮記
- これらの〈記〉作品を大曾根氏の分類方法を参考にしながらまとめてみよう⁽²⁸。
 - (一)「史部」に属する「記」。

(1), (12)

(二) 事実の叙述に中心を置いたもの。雑記類。

(3), (9), (10), (11), (15), (17), (18), (19), (20), (21), (22)

(三) 縁記類。

(6), (7), (8)

(四) 書齋や池亭の結構勝状を記しながら、自己の感想や生活態度を強く表明しているもの。 (2)、(4)、(5)

このことから(二)の記事文である雑記が〈記〉の主流であり、(四)の自己の思想を主張する「記」は、己の思想性を打ち出した文学性の高い「記」であるということができよう。〈記〉はむしろ事実を記録する記録類が一般的であった。

二節 句型について

第一章で述べた「池亭記」を基準にして、『本朝文粋』の「記」の作品それぞれを比較した表である。 以下、タテ列の〈計〉の%は、全文章における対句の割合を示している。

| | | | 直対 | | | | | 隔句 | 可対 | | | 計 | |
|--------|----|----|---------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|
| | 壮句 | 緊句 | 長句 | 三句対 | (反復) | 平隔句 | 雑隔句 | 密隔句 | 軽隔句 | 重隔句 | 疎隔句 | 計 (%) | 全 |
| 池亭記(保) | 7 | 12 | 28 | 5 | | 2 | 2 | 7 | 1 | 2 | | 66 (51.6) | 128 |
| 富士山記 | | 4 | 2 | | | 2 | 1 | | | | | 9 (18.0) | 50 |
| 書斎記 | 1 | 3 | 14 | | (2) | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 25 (47.1) | 53 |
| 亭子院賜飲記 | 1 | 6 | 2 | 1 | | 1 | 3 | 1 | | | | 15 (42.8) | 35 |
| 池亭記(兼) | 3 | 9 | 4 | | | | 1 | | | | | 17 (42.5) | 40 |
| 計 | 12 | 34 | 50 | 6 | (2) | 7 | 7 | 8 | 2 | 3 | 1 | 130 | |
| | | 10 | 02 (104 | Į) | | | | 2 | 8 | | | (132) | |

この表を通して、文章の半分以上対句で埋められているのは、保胤「池亭記」のみである。また、使われている対句は圧倒的に〈直対〉で隔句対の約3.6倍である。〈直対〉の中で多用されているのは直対の〈長句〉で、次に〈緊句〉となる。

三節 平仄の適合率について

次に平仄の法則に適っているかいないかを調査した。全対句、百三十二句のうち六十四句が合致し、一致していないものが六十六句あった。「書斎記」の二例の〈反復〉をどのように評価するかが問題となってくるが、語調を整えリズムを醸し出すという平仄本来の役割から考えると、平仄の適合率に加えてよかろうかと考える。よって、句の末尾に平仄を違わせる原則は、この分析から見て平安初期から中期の漢詩人においては、共通認識として存在したことがわかる。〈直対〉においての平仄の適合率は、59.6%である。また圧倒的に〈長句〉において平仄を違わせる原則があったこともわかる。全体的な対句においては、平仄を合わせる割合は50%であり、平仄を違わせる原則はゆるやかなものであった。〈長句〉においては、五十句のうち三十二句が平仄を合致させている。その割合は64%でかなりの高率である。

| | 直対 | | | | | | | | | | | | 隔句対 | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|----|----|--------|----|------------|----|-------------|--------|----|---|-------------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------------|---|----|----|--|
| | 北右 | 上可 | 野右 | 溪 可 | 上 | 美 可 | 左文 | 三 可 寸 | 反 復 | 反復 | | 平 鬲 可 | 雑隔句 | | 密隔句 | | 軽隔句 | | 重隔句 | | 疏 隔 句 | | 言 | + | |
| | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | 合 | 非 | |
| 池亭記(保) | 4 | 3 | 6 | 6 | 16 | 12 | 1 | 4 | | | | 2 | 1 | 1 | | 7 | 1 | | | 2 | | | 29 | 37 | |
| 富士山記 | | | 1 | 3 | 2 | | | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | 4 | 5 | |
| 書斎記 | 1 | | 2 | 1 | 9 | 5 | | | (2 | 2) | | 2 | | | | | | 1 | | 1 | | 1 | 12 | 11 | |
| 亭子院賜飲記 | 1 | | 2 | 4 | 2 | | | 1 | | | | 1 | 1 | 2 | | 1 | | | | | | | 6 | 9 | |
| 池亭記(兼) | 2 | 1 | 8 | 1 | 3 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 13 | 4 | |
| 計 | 8 | 4 | 19 | 15 | 32 | 18 | 1 | 5 | (2 | 2) | | 7 | 3 | 4 | | 8 | 1 | 1 | | 3 | | 1 | 64 | 66 | |

四節 使用されている対句について

次に、この五つの作品に使用されている対句の種類に関しては、以下のようになった。

| | 形式的分類 意。 | | | | | | | | 意味自 | 的分類 | | | | | | | | | | | |
|------|--------------------|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 池亭記 | 当句対 | 双擬対 | 双対 | 重字対 | 双声対 | 的名対 | 方対 | 色対 | 数対 | 同対 | 異類対 | 人名対 | 流水対 | 意対 | 交絡対 | 互成対 | 奇対 | 鄰近対 | 典故対 | 虚実対 | 計 |
| (保胤) | 7 | 2 | 3 | 1 | 1 | 14 | 5 | 1 | 3 | 10 | 10 | 2 | 1 | 2 | 1 | | 1 | | 2 | | 66 |

| 富士山記 | 1 | | | | | 1 | | | | 2 | 2 | | | | 1 | 1 | | | | 1 | 9 |
|---------|----|---|---|---|---|----|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 書斎記 | | | | | | 5 | 1 | | | 2 | 4 | 1 | 5 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 23 |
| 亭子院賜飲記 | 2 | 1 | | 1 | | 2 | | | | 1 | 3 | | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | 15 |
| 池亭記(兼明) | 3 | | | | | 4 | 2 | 1 | 3 | | 2 | | 1 | | | | | | 1 | | 17 |
| 計 | 13 | 3 | 3 | 2 | 1 | 26 | 8 | 2 | 6 | 15 | 21 | 3 | 9 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 4 | 1 | 130 |

この表から五編の「記」における対句を比較してわかることは、「富士山記」は対句の使用頻度が低く、的名対や当句対など基本的な対句のみを使用していることである。交絡対については、「上下二句の対偶の配列順序が逆になっている」対句であり、「かかる対偶は稀にしか見られない」⁽²⁹といわれているものだが、「峰如削成、直聳属天」の「直聳」と「削成」が対語、「峰」と「天」が対語とみなした。互成対は、「寒暑水旱、無有盈縮」のように、「一句の中の上下の文字が相対するだけでなく、両句の間で対偶をなしている」⁽³⁰もので、この句の場合、「寒暑」「水干」「無有」「盈縮」がそれぞれ一字で対となり、両鄰もそれぞれ対語となっているので互成対とした。

この中で最も多い対句は、的名対である。反対概念もさることながら、広義には、方対、数対、色対も的名対に含まれるので、その数は四十二例となる。「作文大体」は、数対と色対を取り上げて別立てとしているが、これら方対、数対、色対は対句が技術的に作りやすく多用されたためと考える。

次に使用頻度の多い異類対は、反対概念と類義概念の中間型で、対語の関係がはっきり明確に分かれないものをいう。

見在天際、臨瞰海中(「富士山記」)

每至花時、每当風便 (「書斎記」)

火不能焼、風不能倒

妖不能焼、災不得来(保胤「池亭記」)

「富士山記」の「天」の対語であるのは「地」のはずだが、それを「海」とする。「書斎記」は、「花」の対語は「雪」や秋冬の景物になろうが「風」とされており、語の範疇は異なっている中間型である。 保胤の「池亭記」は、「火」と「妖」、「風」と「災」が中間型の対語で、「火」と「風」、「妖」と「災」が語の範疇は異なりつつも、関係の深い意味合いになっている。

三番目に多いのは「同対」だが、これは漢詩文ではあまり高い評価を得られていない対句である。 これほど多く使われているのは、口誦レベルで同概念を単純に繰り返したり言い替えていく、万葉以 前の記紀歌謡の「原初的対句」の概念構造が出現していると見る。 経歴数日、乃過其下。去之顧望、猶在山下。(「富士山記」)

承和年中、従山峰落来珠玉、玉有小孔、蓋是仙簾之貫珠也。(「富士山記」)

山名富士、取郡名也。山有神、名浅間大神。(「富士山記」)

開水閣、排風亭(「亭子院賜飲記」)

屋雖破不得葺、垣雖壊不得築。(保胤「池亭記」)

「富士山記」は「其下」と「山下」、「珠玉」と「貫珠」、「山名」と「山有」と同じ漢字を使って一部言い替えているにすぎない。記紀歌謡以来の口誦レベルの言い替え繰り返しが、外来の表記である漢字を使っているだけで、変体漢文の方向を向いている対句である。「山名富士」は「富士」が形をもっている実体詞とみなし、「浅間大神」が形を持たない作用詞とし虚実対に分類した。またこの場合、相対する語が等置ではないが、全体の文言数からみると両句は同数である。対句作成における訓読の変型がそのようにさせるとし、虚実対の概念起こしから作句を行ったとみなした。「亭子院賜飲記」の「開」と「排」は、漢字を替えているに過ぎない。韻は上平咍韻と上平皆韻で、平仄が同じである。「池亭記」は「葺」と「築」と同じ概念範疇を言っている。平仄も、入声緝韻と入声屋韻で、定則に合致していない。その中でも、異色なのは「書斎記」にみられる句で、これは同概念の対語であっても平仄を変化させている。

地勢狭隘也、人情崎嶇也(「書斎記」)



これは「狭隘」と「崎嶇」が、同じ「狭い」意味で同概念だが、それぞれ平仄が入声洽韻、去声卦韻と上平支韻、上平虞韻を用い、音声を違わせている。他の漢詩人と違って平仄には精緻である。

一体、我が国の漢詩文おいては、平仄の鋭敏さ又はにぶさが評価の基準となっているが、大陸でもそのような基準が果たしてあったのだろうか。六朝四六駢儷文においては、平仄を違わせ、句末に押韻するこということが、駢儷文の美しさの基準であったろうが、しかし大陸の文章の規範はそれぞれの時代によって変化していったのであり、対句の平仄を違わせて押韻するという技巧は、作家の能力や志向によるところが大きいのではないだろうか。また、対句でその意味を違わせ、達意の神髄が伴っていれば平仄が伴わなくとも良しとするところもあったのではないだろうか。

五節 特徴的な修辞について

「書斎記」には、反復が使用されている。

亦何可悲、亦何可悲。

悚息。悚息。 (「書斎記」)

これは、二句の繰り返しである。「書斎記」は、道真が大切に思っている宣風坊の書斎が意に添わない人々によって荒らされていることを嘆いている「記」であるから、この反復は、自己の感情を直截的に強く表す表現である。これは「書斎記」にのみ使用されている。

また連鎖法が使用されている。使用されているのは、「富士山記」「書斎記」である。「書斎記」は、連鎖法の中にも 漸層法をも組み込んでいる。

漸層法は一句一句ごとに論理を深化させていき、クライマックスに至る叙述法である ⁽³¹。対句に 漫句が付いた三句対の形をとることが多い。その場合、最後の漫句は同じ文言数でなくとも許される。

```
(1)
  承和年中、従山峰落来珠玉、
  玉有小孔、蓋是仙簾之貫珠也。(「富士山記」)
 其頂中央窪下、体如炊甑。甑底有神池、池中有大石。石体驚奇、宛如蹲虎。(「富士山記」)
(3)
  東京宣風坊有一家。
   家之坤維有一廊。
   廊之南極有一局。
(4)
  処高貴者、無登臨之暇、
  趨名利者、無游泛之情。
  幽閑嬾放之者、得虚無浮栄富有風景焉。(兼明親王「池亭記」)
(5)
  其無処移徙無憚賤貧者、
               是居。
  或楽幽隠亡命当入山帰田者、不去。
```

若自蓄財貨有心奔営者、 雖一日不得住之。(保胤「池亭記」)

(1)は、雑隔句における二句間の尻取り句法である。(2)の場合が、三句以上を必要とする、本来的な意味でいう連鎖法である。富士山の頂上中央の窪みの部分の情景描写が次第に掘り下げされていく効果を持っている。(3)の場合は、「一家」「家」「一廊」「廊」「一局」「局」「一丈余」と「一」の同概念の数対を同時に用いながら尻取り句法も用いているという複雑なものである。さらに、意味的にアプローチをすれば、「坤維」と「南極」と「東京」の方角対を含む三句対に、「局之開方纔一丈余」の漫句が付いた形態と見ることも可能である。左京という巨視的視覚的な角度から書斎の具体的な様子を眼前に髣髴とさせるもので、同じ主題を深く述べていく漸層法でもある。標準的な形態からすると、八言七言、七言八言であるから、全体としては前後漫句に挟まった七言長句の句型と言える。(4)は、雑隔句に漫句を合わせた文と見ることが妥当である (32。三句対ともみることができるが、「高い地位にいる者」と「名誉利益を追求する者」との比較、それらを否定し、「静かに世を避けてくらす自由人」こそが、虚栄を無意味なものとし、自然を存分に自分のものとすることができるということを徐々に深くのべて行く漸層法と捉える。

(5)は保胤「池亭記」の冒頭であるが、兼明親王「池亭記」は雑隔句に漫句が加わった形を冒頭句で使用しているので、保胤が兼明親王を踏襲したと見ることができる。この場合、一句目と三句目が同じ文字数ではない。二句目と四句目は同じ文字数である。一句目と五句目が同じ文字数で対句になり、二句目と四句目が同じ文字数の対句で、最後の六句目で漫句のような七字の長い文言になっている。文字数を交差させた形で、さらに三句対を複雑化させている。この三句対で言いたいことは、五句目と六句目の「自ら財貨を蓄へ、奔営に心有るが若き者は、一日と雖も住むことを得ず」であると考えられ、その思考のプロセスが直前の隔句対からクライマックスに至り高まるよう漸層法が使われている。

六節 段落構成について

段落構成については以下のようになった。

| | 前当 | 半部 | 後半部 | | | | | | | |
|----------|--|---------------------------|--------------------------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 都の荒廃 | | 池亭の景観と生活 | | | | | | | |
| 池亭 | ①西京の荒廃 | 予二十余年以来、歴見 東西二京、 | ④池亭の結構と景観 | 予本無居処、寄居上東 門之人家。 | | | | | | |
| 亭記(保胤 | ②四条以北の荒廃 | 東京四条以北、乾艮二 方、 | ⑤池亭での生活 | 予行年漸垂五旬、適有小宅。 | | | | | | |
| | ③郊外への移住 | <u>且夫</u> 、河辺野外、 | ⑥住居論 | <u>応和以来</u> 、世人好起豊 屋峻宇、 | | | | | | |
| 富 | ①富士山の壮大さ | 富士山者在駿河国。 | ③富士の名前の由来 | 古老 <u>傳云</u> (33、山名富士、 | | | | | | |
| 士山記 | ②富士山での奇譚説話 | <u>承和年中</u> 、従山峰落来 珠玉、 | ④役行者に関する言及 と延暦の新山隆起 | 相伝、昔有役居士、 | | | | | | |
| | ①宣風坊の書斎の場所 | 東京宣風坊有一家。 | ④書斎を伝承したいき さつ | <u>余</u> 、為秀才之始、 | | | | | | |
| 書斎記 | ②伝統ある書斎出身の 秀才について | 先是秀才進士出自此局 者、 | ⑤書斎生活の実情 | <u>嗟呼</u> 、地勢狭隘也、 | | | | | | |
| | ③庭にある梅の景観 | 又号山陰亭。 | ⑥書斎の人間関係 | <u>夫</u> 、董公垂帷、薛子踏 壁。 | | | | | | |
| 亭子 | ①競飲の経緯と参上す る酒豪貴族の紹介 | 延喜十一年夏六月十五日、太上法皇、 | ③夕暮れ時の亭子院の 風雅な様子と宴会の終 わり | I — | | | | | | |
| 院賜飲記 | ②競飲のルール説明と 酔い潰れた貴族の醜態 と決して乱れなかった 伊衡への巧賞 | <u>爰</u> 有勅命、限二十盃、 | ④この酒宴の作者の感 想 | <u>嗟乎</u> 、始聞其名、 | | | | | | |
| 池京 | | | ①池亭での生活の経緯 | 処高貴者、無登臨之暇、 | | | | | | |
| 池亭記(兼明親) | | | ②池亭の風雅な生活 | 亭在曲池之北、小山之西、 | | | | | | |
| 明親王) | | | ③世俗を避け気のおも むくままの生活 | <u>噫</u> 、人生多改、光陰不 留。 | | | | | | |

保胤「池亭記」の段落構成については、既に指摘されていることでもあるが、都の荒廃を描いた前半部と池亭での生活を描いた後半部にわけることができる。この前半・後半部を意味段落とすると、さらにこの中に形式段落がある。この形式段落の区分けに、漫句を使用している。段落分割の際に、発句が用いられているのは、第三段目の「且夫」のみである。そのほかは、一人称代名詞である「予」、場所を表わす「東京」「西京」、年月は「二十余年以来」「五旬」など、元号を用いているのは「応和」で、こういった語句が段落と段落を分割する際の標識となっている。

「富士山記」の段落における区切りは、「駿河国」の場所、「承和年中」の元号、「傳云」「相伝」などの発句が使用されている。「書斎記」の段落の区切りは、やはり「東京」の方角、「先是」「嗟乎」の発句、「又」の傍字で区切りを明確にしている。大曾根氏は第三段落を「戸前近側 有一株梅」か

らにされているが (34、その直前、「又号山陰亭」と宣風坊の別号が紹介され、次に「以在小山之西也」と小山から戸前の一本の梅に視覚が移っていること、「又」と傍字を使っているので、この「又号山陰亭」から二段落が始まると考える。ここで重要なことは、書斎を受け継いだ経緯が四段落に配置されていることである。この部分で明確に前半と後半に分けることができる。文章の中心に建築物のいきさつを記載するのは、保胤「池亭記」にも共通する。この「書斎記」は、全六段の中、前半部は書斎についての詳細な紹介であり、後半部は書斎に出入りする人間模様を道真特有の強烈な個性で読み解いたものだといえる。「亭子院賜飲記」の段落は、「延喜十一年夏」の元号から始まり、「于時」「嗟乎」等の発句が使われている。第二段落目の「爰」は従来ならば、単独の発句であるが、対する句の「定其痕際不増不減」の「定」と対句に組み込まれている形となっており、表記上の文法は対語とみなされるが、実際は訓読しているので、発句として見なされていただろう。兼明親王「池亭記」は、ここでも、段落の境目は、「亭在曲池之北」の場所、「噫」の発句が使われている。

これら「記」の作品群に共通する段落構成は、前半部と後半部の前後二段に分割されるということである。この前後二段を分けているものは、〈住居論〉の「書斎記」や保胤「池亭記」においては、〈住まいの考察〉と〈住居の結構と生活〉であり、〈記録類〉の「富士山記」と「亭子院賜飲記」は、〈事実の記録〉と〈時間の区切り〉が前半部と後半部を明確に分けるものとなっている。

結論

このように『本朝文粋』における「記」の作品群を比較検討した結果、(一)対句の種類の使用頻度は、①的名対二十六例、②異類対二十一例、③同対十五例 ④当句対十三例、となっており、的名対はそれに含まれる方対・色対・数対を含めると四十二例になり、他の対句の種類と比較しても極めて高い使用頻度であること、(二)長句においては、緩やかに平仄を合致させる傾向があること、(三)「記」の文体には、前後大きな意味段落に分けられること、(四)形式段落の区切り目には、元号、建物の場所の呈示、発句・傍字を配置させ、時間を表す作者の年齢等によって段落を形成していること、(五)漢詩文の特異的な手法である連鎖法・漸層法が使用されていること等が明らかになった。

「記」の文学が漢文体である以上は、その対句の形成にも、互いに逆の方向を向く漢語の概念の習得に重きを置くわけだが、同対が三番目に多い以上は、この同対という類義概念を表現するにあたって、言い換え・繰り返しの〈原初的対句〉の概念の土台にどのように形成されていったのか⁽³⁵、また、互いに反対なもの、異質なものを述べようとする漢語がどのように、和文脈に溶解していったのかが、次の課題となってくるであろう。

注

- 1) 大曾根章介「記の文学の系譜」(『国文学 解釈と鑑賞』1990年第55巻10号46頁)
- 2) 金子彦二郎「方丈記と支那文学との関係―主として白楽天詩文との関係に就いて―」帝国学 士院記事第1巻第1號 1942年3月ヘラルド社
- 3) 大曾根章介「記の文学の系譜」(『国文学 解釈と鑑賞』1990年第55巻10号46頁)
- 4) 大曾根章介「記の文学の系譜」(『国文学 解釈と鑑賞』1990年第55巻10号46頁~51頁)
- 5) 大曾根章介『本朝文粋』新日本古典文学大系27 岩波書店 1992年5月 5頁~16頁
- 6) 松村明編『日本文法大辞典』明治書院 平成6年1月 481頁

- 7) 大曾根章介「平安時代における対偶表現―『本朝文粋』を中心として―」(『国語と国文学』 昭和59年5月51頁)
- 8) 大畑幸恵「〈対句〉論序説―記紀歌謡及び初期万葉長歌の〈対句〉―」(『国語と国文学』昭和53年4月3頁)
- 9) 山本真吾「文章構成法から観た平安初頭期追善願文の文体」(『三重大学日本語文学』1991年 2 p 17頁)
- 10) 大曾根章介「平安時代における対偶表現―『本朝文粋』を中心として―」(『国語と国文学』 昭和59年5月)
- 11) 大曾根章介「平安時代における四六騈儷文―『本朝文粋』を中心にして―」(『白百合女子大学研究紀要』巻第71号 昭和49年3月)
- 12) 大曾根章介「漢文の修辞―対句について―(『日本語学』第一巻第一号 第二号 第二巻第 一号 第三号~第十一号 明治書院 昭和57年11月~昭和58年11月)
- 13) 小沢正夫「作文大体の基礎的研究」(愛知県立女子大学『説林』11 昭和38年9月)
- 14) 小沢正夫「作文大体注解上下」(『中京大学文学部紀要』第19巻2号・昭和59年6月 第19巻3・4号 昭和60年3月)
- 15) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 昭和57年6月
- 16) 大曾根章介校注「池亭記」新日本古典文学大系『本朝文粋』所収 岩波書店 1992年5月
- 17) 従来国字とされているが諸説出されているので、「田」を音符とし下平先韻とした。 伊藤英人「朝鮮半島における言語接触―中国圧への対処としての対抗中国化―」(東京外国 語大学『語学研究論集』第18号 2013 3 71頁)
- 18) 山本氏は次のように解説され注において大曾根氏もこのように解釈されていると言及されている。

基本的には、(1)単句対については、その第一句の句末字が平声であれば第二句めの句末字は他声(上・去・入声のいずれか)に調える、あるいはその逆で、第一句が他声であれば第二句めは平声に調える、(2)隔句対については、四句の句末字が、平声—他声—他声—平声の順か、他声—平声—平声—他声の順かのいずれかに調える、という規則の存したらしいことが窺われる。(山本真吾「『高山寺本表白集』所収の表白の文体」『鎌倉時代語研究』 9巻所収武蔵野書院 1986年5月 38頁)

- 19) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 昭和57年6月 446頁
- 20) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 昭和57年6月 374頁
- 21) 大曾根章介「平安時代における四六騈儷文―『本朝文粋』を中心にして―」(『白百合女子大学研究紀要』巻第71号 昭和49年3月 14頁)

大曾根章介「漢文の修辞」(『日本漢文学論集』第1巻 汲古書院 2000年7月 535頁)

- 22) 興膳宏訳注「文筆眼心抄」(『弘法大師空海全集』第5巻 筑摩書房2001年 1046頁 1050頁)
- 23) 小沢正夫「作文大体注解下」(『中京大学文学部紀要』第19巻3・4号 昭和60年3月43頁)
- 24) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 昭和57年6月 79頁
- 25) 大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注『本朝文粋』新日本古典文学大系27岩波書店 1992年 5月

- 26) 佐久節校註『本朝続文粋』日本文学大系第二十四巻 明治二十九年六月
- 27) 新訂增補『朝野群載』国史大系第29巻上 吉川弘文館 1999年
- 28) 大曾根章介「記の文学の系譜」(『国文学 解釈と鑑賞』1990年 第55巻10号 46頁~51頁)
- 29) 大曾根章介「平安時代における対偶表現―『本朝文粋』を中心として―」(『国語と国文学』 昭和59年5月 59頁)
- 30) 大曾根章介「平安時代における対偶表現―『本朝文粋』を中心として―」(『国語と国文学』 昭和59年5月 59頁)
- 31) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 昭和57年6月 94頁
- 32) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 昭和57年6月 372頁
- 33) 中條順子氏はこの「古老傳云」が指し示す部分を、これ以降の文を指すとして解釈されている。本論においても、後に述べられる富士山に纏わる霊的神秘的な内容からしても古老が述べ伝えるにふわさしいと判断し、後の内容を受けていると解釈する。

よって私は、『古老伝云』のさしている内容を、それ以前の文章—執筆当時に極近い日時を明記した巷説 一ではなく、その一般的用法通り、それ以降の文章、と考えて差支えないと思うのである(中條順子「都良香作『富士山記』について一中国六朝文学との関連から一」『古代文化』1981年 33頁)。

- 34) 大曾根章介『書斎記』雑考—菅原道真研究序説—(『共立女子大学短期大学部紀要』第六号昭和37年12月 27頁 29頁)
- 35) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」風間書房 7頁

80 伊崎久美

Stilistik der Aufzeichnung — Die Frage der Aufzeichnung im Honchō Monzui —

Kumi Izaki

Unter Zuhilfenahme der Antithese "Chiteiki" von Yasutane Yoshishige bespricht der vorliegende Aufsatz die 〈Struktur〉 und die 〈Rhetorik〉 des Honchō Monzui, und diskutiert die Frage der Stilform der "Aufzeichnung" darin.

Dabei sollen die folgenden Punkte aufgezeigt werden:

- (1) Der Gebrauch der Antithese findet sich in den Formen von gegenüberstellungsParallelismus (26 Beispiele), verschiedene Parallelismen (21 Beispiele), parallelismus von Synonymen (15 Beispiele), Doppelparallelismus (13 Beispiele), ferner die äußerst zahlreich verwendete Antithe (42 Beispiele), u. a. in den Formen von Richtungsantithese (8 Beispiele), Farbenantithese (2 Beispiele) Zahlenantithese (6 Beispiele).
- (2) Es lässt sich um 60 % die Intention feststellen, in den langen Versen die chinesische Aussprache in Übereinstimmung zu bringen.
- (3) Der Text kann in zwei große semantische Absätze geteilt werden.
- (4) Formale Absätze werden durch Dynastiebezeichnungen, Ortsnamen von Gebäuden, Strophenbeginn, seitliche Schriftzeichen oder Altersangaben des Verfassers usw. gebildet.
- (5) Für den mit Kanbun vermischten japanischen Text wird die Verkettungsmethode und das Stilmittel der Klimax der chinesischen Dichtung entliehen.

Da die Literatur der "Aufzeichnung" im klassischen Chinesisch verfasst ist, hat es großes Gewicht für das Verständnis des Konzepts chinesischer Worte; es treten jedoch die folgenden Probleme auf:

- ① Die Frage, wie ein chinesisches Wort, das einander entgegengesetzte Dinge ausdrückt, d.h.eine heterogene Antithese darstellt, in einem japanischen Satz aufgelöst wurde;
- ② Die Frage, wie der Parallelismus von Synoymen, sowie die Antithese der Wiederholung in der japanischen Sprache gebildet wurde.